

佐賀県プレミアム付商品券・クーポン券発行支援事業費補助金Q & A

Q&A	No.	質問	回答
申請について	1	応募が補助金予算額を上回った場合はどうなりますか。	応募申請内容を県で確認し、審査に通過した団体に採択・交付決定します。予算上限に達していない場合も審査結果によっては採択されない可能性があります。審査基準に関してはHP上掲載の「審査基準」をご覧ください。
	2	先着順で採択されますか。	いいえ。締切後に書類審査を行い、予算の範囲内で、合計点数が基準を満たしているものを上位から採択します。
	3	紙の書類で郵送による申請はできますか。	オンライン回答フォームでの申請になります。
	4	申請フォームで入力した回答内容が確認できません。	一度送信してしまうと回答内容が確認できなくなります。送信前に一時保存して回答内容のスクリーンショット等で保存ください。また、応募受付後、県のほうから入力済みの様式のコピーを送付いたします。
	5	申請主体については、支部単位でも可でしょうか。	県域での業界団体がいない場合等、支部単位で実施する特段の理由があれば可とします。ただし、利用者目録では県域であったほうが利用しやすく消費喚起につながると思われるので、県域の業界団体が存在するにもかかわらず、補助額の積み上げを目的に支部単位で事業を実施することは不可とします。
	6	店舗を持たないタクシーや運転代行等の参加店舗数の数え方について教えてください。	店舗型ではないタクシーや代行運転等は、法人事業者数ではなく、営業所・事業所単位でのカウントすることが可能です。
	7	募集要領3(2)参加店舗の「その他知事が認めるもの」とは、どういった産業分類の店舗又は事業所でしょうか。	建設業関連（リフォームや工事など）、物品賃貸業（レンタカー、レンタルショップ）冠婚葬祭関連業、自動車整備業等を想定しています。 ※対象となるかどうか疑義が生じる店舗や事業所等がありましたらお問い合わせください。
	8	募集要領3(1)補助対象者③・⑥に定められている中小企業の定義を教えてください。	中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号で規定する中小企業者としてします。
	9	商工会等が申請する場合で、商店街を対象とした事業計画である場合の上限額はいくらになりますか。	700万円を上限とします。
経費申請について	1	経費申請には消費税を含めますか。	課税事業者は消費税抜きで申請可能です。消費税合せて申請も可能ですが、後日税確定後に消費税分の補助金の返納手続きが発生する場合があります。
	2	県外業者への発注は可能ですか。	別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」）のとおり可能な限り県内事業者をご活用ください。県外利用者を利用する場合は理由書のご提出が必要となります。（「佐賀県ローカル発注促進要領」内の様式参照） A：入札または見積書の提出を依頼し、県外企業と契約をする場合…様式1, 2 B：単一事業者との随意契約の場合…様式1 C：県内元請が県外下請に対して業務契約を締結する場合…様式3
事業について	1	申請者の組合員、会員以外の店舗や事業所を参加店舗とすることはできますか。	申請者が組合員、会員以外の参加を認める場合は参加店舗とすることが可能です。
	2	プレミアム付き商品券のプレミアム率について独自上乘せすることは可能ですか。	可能です。
	3	クーポン券について、支払い時クーポン券を利用した場合に次回使えるクーポン券を配布することは可能ですか。	支払額からクーポン券利用額を除いて、クーポン券を渡すことは可能です。
	4	事業実施中に参加店舗の増や変更は認められますか。	要領に記載の通り、参加店舗の増や変更は認められますが、交付決定後に増額申請はできません。
	5	概算払は可能ですか。	交付決定後、交付決定額の1/2まで必要に応じて可能です。 1/2以上必要な場合は事業執行状況を確認したうえでお支払いいたします。
	6	募集要領の最終頁に販売帳簿・利用帳簿の作成について記載があるが、作成必須で事業報告時に提出が必要でしょうか。	作成必須です。事業報告時に提出の必要はありませんが、換金時に確認の上お支払いをお願いします。ただし、換金状況報告書との整合確認や会計監査等により提出や閲覧を求める場合がありますので、適切な資料保管をお願いいたします。